

貯金規定 新旧対照表 (北海道版)

(改正後)	(改正前)
<p>自動継続スーパー定期貯金規定 (単利型)</p> <p>1～10. 省略</p> <p>1 1. (中間利息定期貯金)</p> <p>(1) 中間利息定期貯金の利息については、第4条の規定を準用します。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 中間利息定期貯金の証書を発行した場合には、この貯金の継続にあたり、第4条第2項第2号のBの規定にかかわらず、中間利息定期貯金の元利金は合計しません。</p> <p>1 2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和4年11月4日現在)</p>	<p>自動継続スーパー定期貯金規定 (単利型)</p> <p>1～10. 省略</p> <p>1 1. (中間利息定期貯金)</p> <p>(1) 中間利息定期貯金の利息については、第3条の規定を準用します。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 中間利息定期貯金の証書を発行した場合には、この貯金の継続にあたり、第3条第2項第2号のBの規定にかかわらず、中間利息定期貯金の元利金は合計しません。</p> <p>1 2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和4年4月1日現在)</p>